



すみずみで守る、  
を主流に。

どこよりもつよい流域治水をともに

# 全国初！ 貯留機能保全区域を指定！ 奈良県 川西町・田原本町

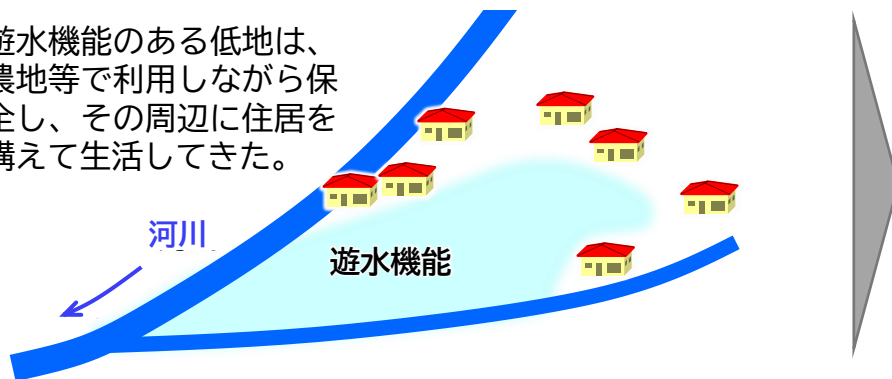
県土マネジメント部  
河川整備課 近藤・長谷川  
内線：4173・4179

# 貯留機能保全区域を指定しました

- ◆特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設されました。
- ◆貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能(貯留機能)を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定できる制度です。
- ◆貯留機能保全区域の指定にあたっては、土地所有者の同意が必要となりますが、川西町唐院(とういん)地区(約3.7ha)と田原本町西代(にしんだい)地区(約11.6ha)において、遊水機能の保全に向け土地所有者の方の同意を得ることができたことから、本日(令和6年7月30日)、全国で初めて両地区を「貯留機能保全区域」に指定しました。

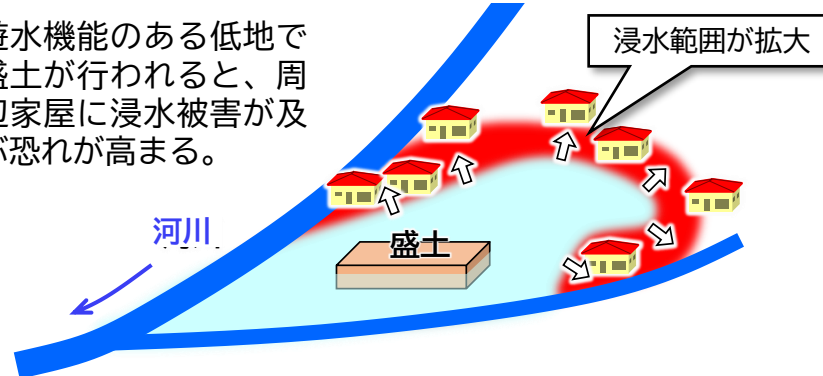
## 遊水機能保全の必要性 (イメージ)

遊水機能のある低地は、農地等で利用しながら保全し、その周辺に住居を構えて生活してきた。



## 遊水機能のある土地で盛土が行われると…

遊水機能のある低地で盛土が行われると、周辺家屋に浸水被害が及ぶ恐れが高まる。



貯留機能保全区域に指定されることで、盛土等による浸水範囲の拡大が抑制され、その周辺の地域を浸水被害から守ります。

## 貯留機能保全区域に指定された区域では

### 規制

貯留機能保全区域に指定された区域内では、盛土等の貯留機能阻害行為を行おうとする場合は「届出」が必要

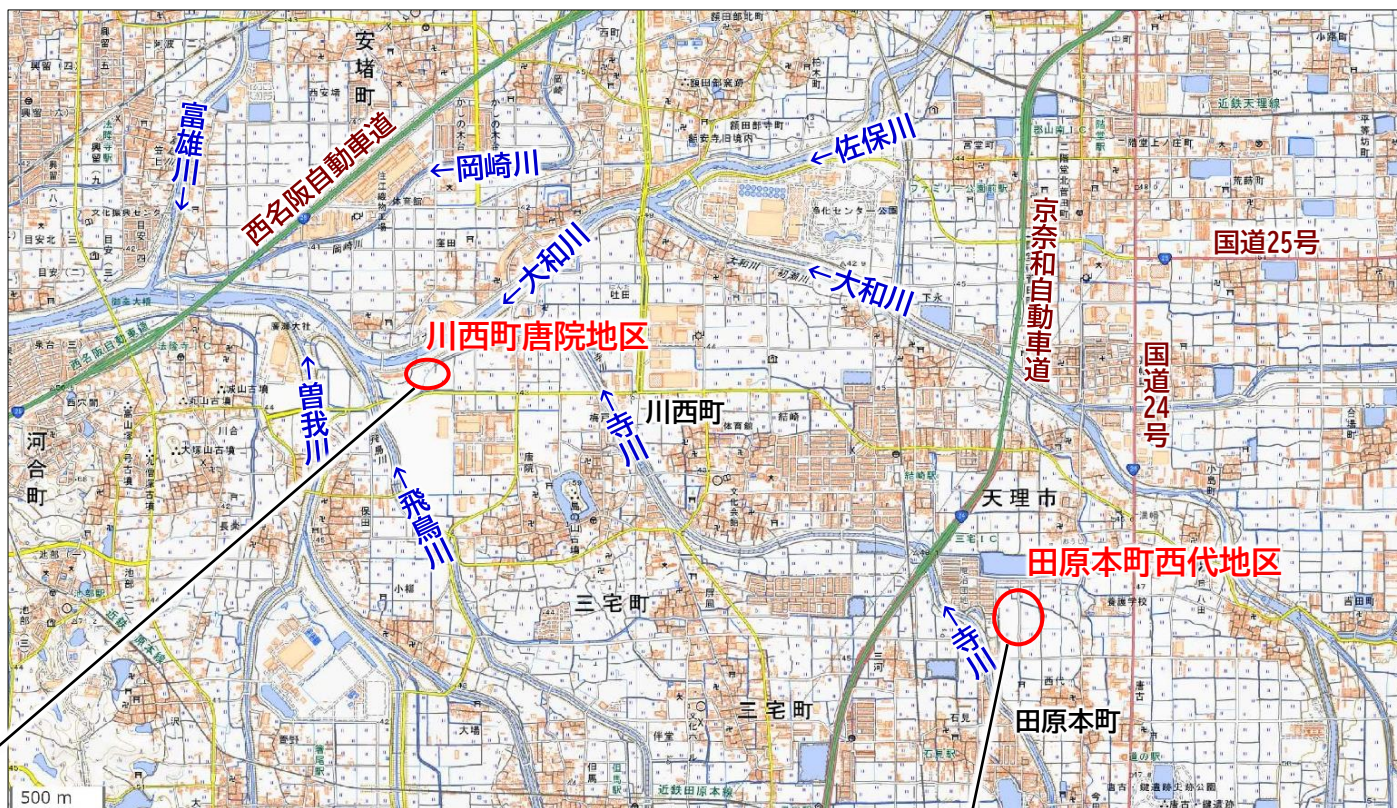
また、知事は必要に応じて、助言又は勧告を行うことができます

### 支援策

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減



# 位置図



川西町唐院(とういん)地区



田原本町西代(にしんだい)地区

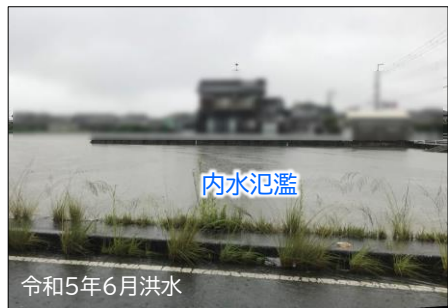




# 区域指定した地区の概要

## 川西町唐院(とういん)地区

- ◆ 川西町唐院地区では、大和川などの水位上昇により、毎年のように内水氾濫が発生
- ◆ 令和5年6月豪雨でも内水氾濫が発生し、河川沿いの低地が浸水。この豪雨では家屋浸水は免れたが、家屋周辺の低地(田畑)が開発等により盛土された場合、逃げ場を失った内水が周辺家屋等にまで拡大することが懸念
- ◆ 地域の安全を守るため、内水の遊水機能(貯留機能)を保全していくことに同意が得られた約3.7ヘクタールの田畑を本日、貯留機能保全区域に指定



内水により家屋周辺が浸水



内水氾濫の状況

## 田原本町西代(にしんだい)地区

- ◆ 天理市庵治町(おうじちょう)周辺の住宅地や田原本町西代周辺の田畑では、寺川の水位により、内水氾濫が発生しやすい
- ◆ 平成29年10月豪雨では大規模な内水氾濫が発生し、78軒の家屋浸水被害も発生
- ◆ 地域の安全を守るため、田畑の遊水機能(貯留機能)を保全していくことに同意が得られた約11.6ヘクタールの田畑を本日、貯留機能保全区域に指定



寺川の水位が上昇し、庵治団地周辺の水路から河川へ排水できなくなり、内水氾濫が発生



# 指定の意義と今後の取組

- ◆このたびの指定により、その土地が遊水機能をもっていることが広く認知され、将来にわたってその機能が保全されることが期待されます。
- ◆近年は、気候変動の影響により記録的短時間大雨や線状降水帯などにより全国各地で大規模な水害が発生しています。
- ◆流域全体で河川改修や貯留施設の整備などを行うハード対策とあわせて、土地利用対策である区域指定や避難に必要な洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施し、流域が一丸となって流域治水に引き続き取り組んでまいります。



特定都市河川流域におけるハード・ソフトの取組イメージ  
(国土交通省ホームページより引用)

# 報道発表



すみずみで守る、  
を主流に。

どこよりもつよい流域治水をともに

令和6年7月30日10時00分  
奈良県 川西町 田原本町  
近畿地方整備局大和川河川事務所

## 全国初！貯留機能保全区域を指定！

～奈良県川西町・田原本町において流域治水の土地利用対策を実施～

- 令和3年に改正された「特定都市河川浸水被害対策法」では、被害対象を減少させるための対策として新たに「貯留機能保全区域」※1と「浸水被害防止区域」※2の指定が位置づけられました。
- このうち貯留機能保全区域について、大和川特定都市河川流域内の奈良県川西町唐院地区・田原本町西代地区において、地元住民協力のもと全国で初めて指定する運びとなりました。
- この度、全国初の貯留機能保全区域指定についての奈良県の告示及び記念式典について、以下のとおりお知らせします。

※1 貯留機能保全区域：河川沿いの低地など、その土地が持つ貯留機能を将来にわたって保全するため、土地所有者に同意の上で、関係市町村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地への盛土等、貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求め、必要な助言・勧告を行うことができる。

※2 浸水被害防止区域：住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、関係住民・利害関係人による意見書提出・関係市長村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地における開発・建築を制限（事前届出制）することができる。

### 1. 貯留機能保全区域指定の告示

令和6年7月30日（火）

### 2. 貯留機能保全区域指定の概要

別紙1の通り

### 3. 貯留機能保全区域指定記念式典

令和6年8月7日（水）10時～11時 ※詳細は別紙2の通り

<取扱い> -

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

<告示・式典・貯留機能保全区域指定箇所の詳細に関する問合せ先>

奈良県 県土マネジメント整備部 河川整備課  
課長補佐 近藤 善紀（内線：4173）  
係長 長谷川 健太（内線：4179）  
電話 0742-27-7507（直通）

<貯留機能保全区域指定の制度に関する問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所  
副所長 後藤 彦幸（内線：204）  
流域治水課長 中 友太郎（内線：351）  
電話 072-971-1381（代表）

## 全国初！ 貯留機能保全区域を指定しました

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用対策～

特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設されました。

貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定することができる制度です。

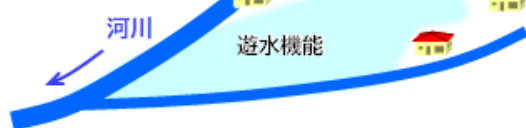
本日、遊水機能を保全していくことに同意をいただくことができた川西町唐院（とういん）地区（約3.7ha）と田原本町西代（にしんだい）地区（約11.6ha）を全国初となる貯留機能保全区域に指定しました。

この指定により、その土地が遊水機能を持っていることが広く認知され、将来にわたってその機能が保全されることが期待されます。

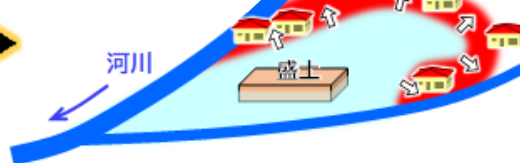
近年は、気候変動の影響により記録的短時間大雨や線状降水帯などにより全国各地で大規模な水害が発生しています。水害を未然に防ぎ、「もしも」のときに備えるため、流域全体で河川改修や貯留施設の整備などを行うハード対策とあわせて、土地利用対策である区域指定や避難に必要な洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施し、流域が一丸となって流域治水に引き続き取り組んでまいります。

### 【 遊水機能保全の必要性(イメージ) 】

遊水機能のある低地（水が溜まりやすく浸水しやすい土地）は、農地等で利用し、その周辺に住居を構えて生活してきた。



遊水機能のある低地で盛土が行われると周辺家屋に浸水被害が及ぶ恐れが高まる。



貯留機能保全区域に指定された区域では…

#### 規制

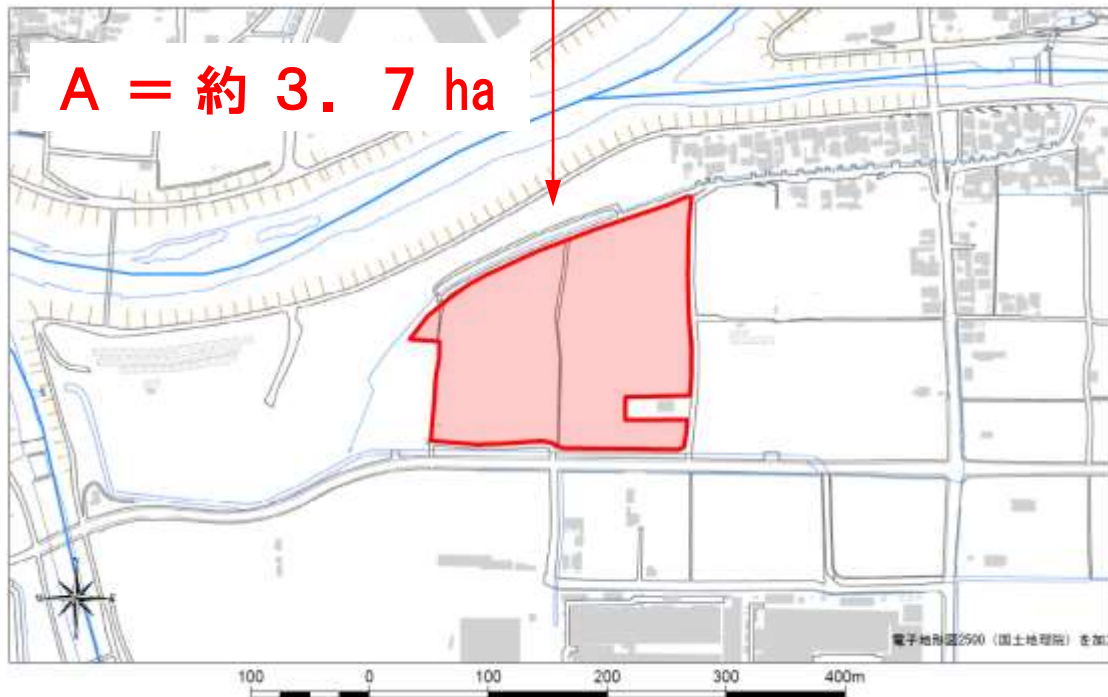
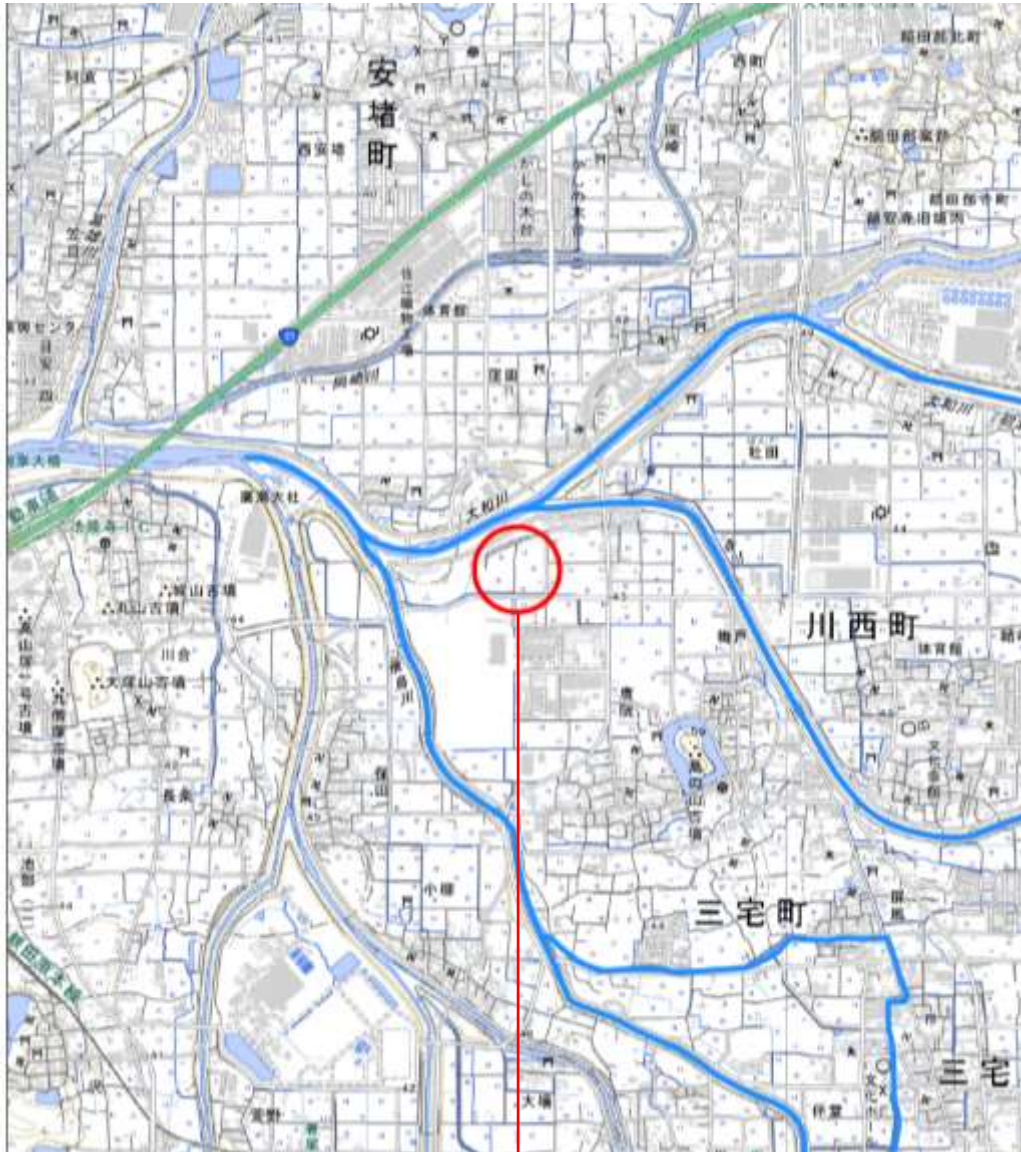
盛土等の貯留機能阻害有為を行おうとする場合は「届出」が必要になります。また、知事は必要に応じて助言又は勧告を行うことができます。

#### 支援策

固定資産税等について、指定後3年間、標準課税を市町村の条例で定める割合に軽減します。



# 川西町唐院(とういん)地区

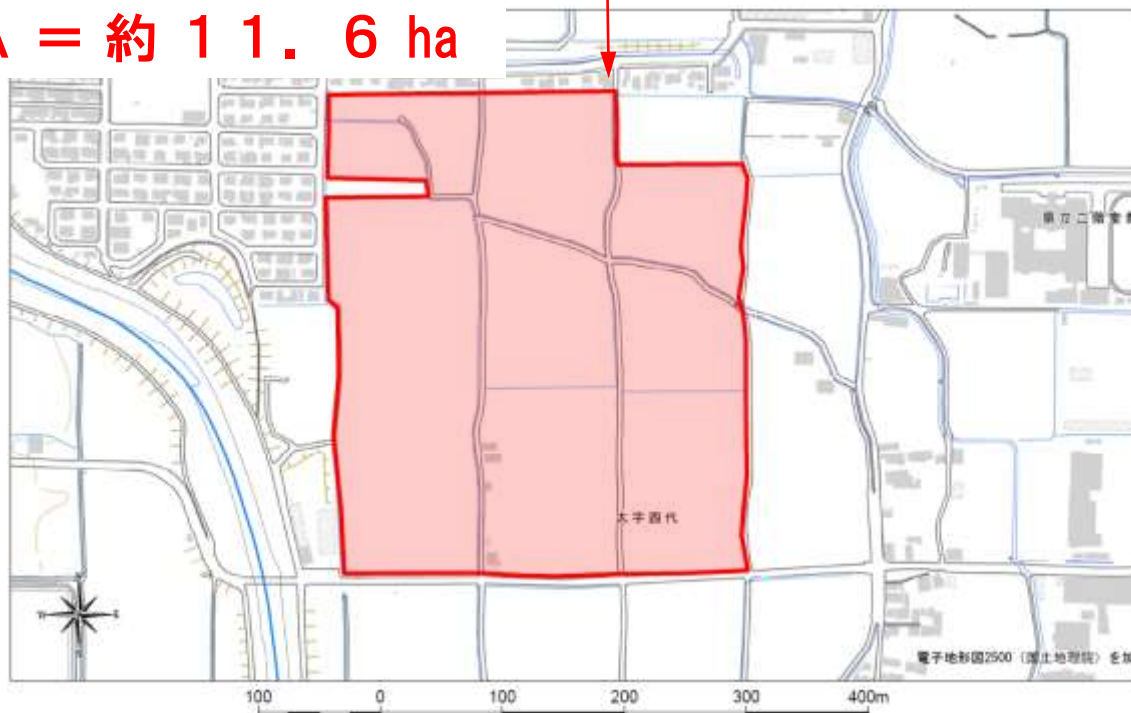




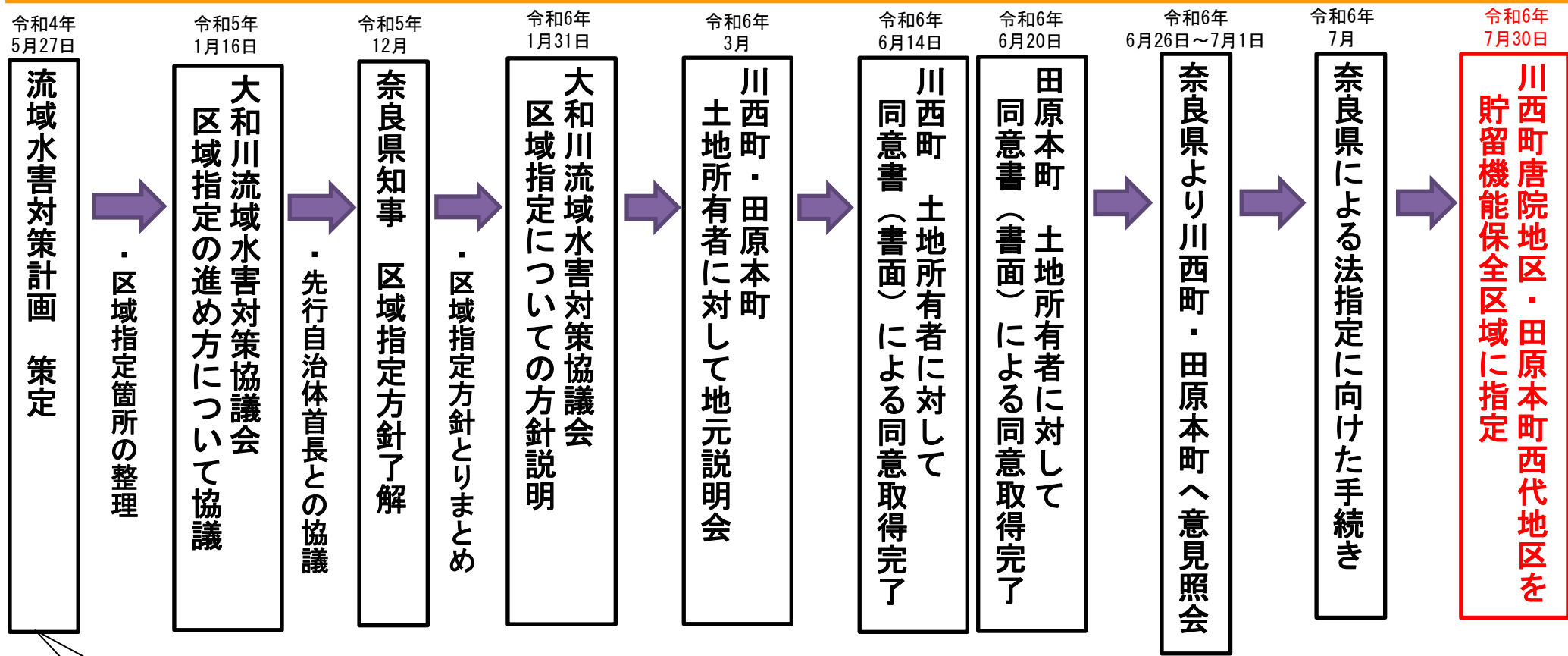
# 田原本町西代(にしんだい)地区



A = 約 11.6 ha



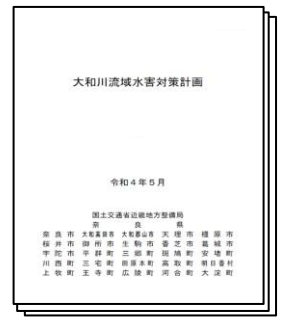
# 大和川流域における貯留機能保全区域指定に係る取組状況



大和川流域水害対策協議会の様子

**【構成員】**  
 奈良県（知事、総務部長、危機管理監、環境森林部長、食農部長、  
 県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長）  
 流域内25市町村の長、下水道管理者  
 近畿地方整備局（局長、建政部長、河川部長）  
 近畿農政局（農村振興部長）、奈良森林管理事務所長  
 近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、  
 奈良県防災士会理事長

**【協議事項】**  
 ・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議  
 ・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整



大和川流域水害対策計画



## 川西町唐院地区・田原本町西代地区における貯留機能保全区域指定記念式典について

大和川では、全国初となる特定都市河川の指定を受け、令和4年5月にも全国初となる「大和川流域水害対策計画」を策定しました。

本計画に沿って、大和川河川事務所や奈良県、25の関係市町では「被害対象を減少させるための対策」として、貯留機能保全区域の指定を進めています。

この度、川西町唐院地区および田原本町西代地区において貯留機能保全区域の指定が完了しましたので、下記の通り式典を実施いたします。

1. 日 時:令和6年8月7日(水) 9:45集合
2. 場 所:奈良県中和土木事務所 101会議室



※近鉄大阪線・橿原線「大和八木」駅から奈良交通 奈良総合庁舎循環バス約10分  
車でお越しの場合、土木事務所内駐車場をご利用いただけます。

### 3. 式次第(案)

- ・来賓挨拶
- ・事業説明
- ・区域指定看板及び記念碑の除幕
- ・地元への感謝状贈呈

### 4. その他

- ・取材を希望される場合は、8月5日(月)16時までにメールにてお申し込みください。  
メール件名を「貯留機能保全区域指定記念式典について」とし、本文に①会社名、②担当者名、③人数、④電話番号を記載の上、以下のメールアドレスまでご送付ください。

申し込み先

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課

課長補佐 近藤 (kondo-yoshinori@office.pref.nara.lg.jp)

係長 長谷川 (hasegawa-kenta@office.pref.nara.lg.jp)

- ・取材における撮影には、参加される地元の方々のプライバシー保護をお願いします。
- ・式典は屋内での実施のため、雨天決行となります。
- ・式典後、指定した箇所においてマスコミ向けの現場説明会も予定しています。(参加を希望される場合には、必ず申し込み時に現場説明会に参加の旨をご連絡下さい。)

※式典は招待者のみで執り行います。一般の方は出席いただくことはできませんので、ご了承ください。